

# 青森県報

第四百十五号

令和四年  
一月二十六日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一

### 公 告

○行政書士試験の合格者……………(総務学事課) ……一  
○普通特種自動車(中型ツーステップバス)の交換に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……二

○建設業者の許可の取消し……………

○右 同……………

○右 同……………

○右 同……………

### 出先機関

○土地改良区の役員の就任及び退任……………

### 選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正……………(事務局) ……六

## 告

## 示

### 青森県告示第四十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和四年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日 月 年
中央薬品株式会社中央調剤薬局大野支店	青森市大字大野字片岡二五の二	令和四年一月二十六日
ハッピー調剤薬局弘前城東中央店	弘前市大字城東中央三丁目三の一	〃
ハッピー調剤薬局むつ中央店	むつ市旭町二の三〇	〃

## 公

## 告

### 行政書士試験の合格者

令和三年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりであるので、青森県行政書士法施行細則(昭和五十年六月青森県規則第三十四号)第二条の規定により公告する。

令和四年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 受 験 番 号

〇三二〇〇〇六  
〇三二〇〇一九

- 三二〇〇二一
- 三二〇〇二二
- 三二〇〇二四
- 三二〇〇二六
- 三二〇〇四〇
- 三二〇〇四三
- 三二〇〇四五
- 三二〇〇四六
- 三二〇〇六〇
- 三二〇〇六一
- 三二〇〇六九
- 三二〇〇八二
- 三二〇一〇〇
- 三二〇一〇二
- 三二〇一三〇
- 三二〇一四一
- 三二〇一八四
- 三二〇一九三
- 三二〇一九九
- 三二〇二〇四
- 三二〇二六三
- 三二〇二七五

普通特種自動車（中型ツーステップバス）の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和四年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品（以下「取得物品」という。）と県所有の物品との交換とする。  
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

普通特種自動車（中型ツーステップバス） 一台

2 取得物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

令和五年三月十七日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百二十二号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 取得物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。

6 取得物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和四年二月十六日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ  
電話 〇一七―七三四―九〇九八

4 提出部数 二部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ  
電話 〇一七―七三四―九〇九八

七 入開札の日時及び場所

1 日時

令和四年三月九日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第五百五十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、取得物品に要求する性能等が満たされしていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One (1) Medium-Sized Two-Step Buses (exchange purchase)

2 Time limit for tender:

9 March, 2022

(Please refer to the bid manual for the start time.)

3 Contact Point for the notice:

Accounts Management Division  
Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570  
JAPAN  
TEL 017-734-9098

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社マルケン土木
- 二 代表者の氏名 三上修平
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市大字牡丹平字大街道南二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第一五八五一号
- 五 取消年月日 令和三年十二月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和三年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 藤田工業株式会社

- 二 代表者の氏名 附田角栄
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市南町四丁目三一の三四五五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―三〇)第三〇〇五五八号
- 五 取消年月日 令和三年十二月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和三年十二月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社みさわ塗装
- 二 代表者の氏名 山崎憲
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市美野原一丁目一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第五〇〇一四二号
- 五 取消年月日 令和三年十二月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和三年十二月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり



